

# 放射線障害防止法関係の最近の動向

原子力規制庁 放射線対策・保障措置課 放射線規制室

齊藤 雅弘

放射性同位元素及び放射線発生装置の利用においては、放射線障害防止法に基づき放射線障害の防止と公共の安全が確保されることを目的に規制を行っているが、例年の傾向として、一定の割合で線源の紛失や漏えい事象が発生している実態がある。定性的には規制側の取組が足りないのではないか、規制の強化や事業者側への働きかけなりをこれまでとは異なるアプローチで行うことも必要ではないかと考えられる。ここでは、近年発生している事案を挙げながら、放射線障害防止法において取り組むべき課題と法改正の方向を紹介したい。

## 1. 最近の事故・トラブル事例

法令に基づく事故報告として報告を受けた近年の事例では、漏えい事案が多く、発生要因も様々なものであるが、漏えいが明らかになるプロセスは様々であり、中には老朽化した設備を自主的に点検することで発見できた例もあるなど、管理する側に大いに参考になる事例もあった。また、火災の発生に伴い、危険時の措置として規制委員会への届出が必要となった事案については、情報開示の必要性についても課題として挙げられている。

## 2. 立入検査の実施状況等

立入検査においては、指摘に至る不備事項には記帳のほか健康診断、教育訓練において見つかる傾向が多い事例など、一定の傾向が見られる。具体例としては、使用の方法を正確に把握せず使用時間を逸脱した例、施設の図面と実際の施行が異なっていた例、その他、管理不備の事例として、記録の保存期限を把握せずに誤廃棄していた例などがある。

## 3. IRRSの受入結果の概要

原子力規制委員会が受けたIAEAの総合的規制評価サービス（IRRS）での勧告を踏まえ、危険時の措置の対応強化、防護措置の強化、安全文化・安全への取組の評価改善手法の取り入れに向けて法改正を実施するとともに、原子力規制委員会の代行をする登録機関への環視・監督を強化するため立入検査を実施していく。

## 4. RI施設を取り巻く課題

今後の立入検査の新たな手法として放射線障害予防規程に基づく活動についてQMSの監査手法を取り入れ、改善を促していくとともに、事業者に求められる取組として事故・トラブルにつながりうる危険要因を見極めること、管理層を含めた組織全体での取組等が重要となる。